

特殊詐欺被害防止ワークショップ物品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、特殊詐欺対策の普及啓発を推進するため、埼玉県県民生活部防犯・交通安全課（以下「本課」という。）が所有する特殊詐欺被害防止ワークショップ事業に係る物品（以下「物品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(貸出し物品の種類)

第2条 本要領において「物品」とは、別表1に定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第3条 本課が物品を貸し出すことができる者は、次の各号のいずれかに該当する個人・企業・団体とする。

- (1) 県内市町村
- (2) 埼玉県警察
- (3) 本課が行う特殊詐欺被害防止ワークショップを受講し、県内で活動している自主防犯活動団体に属する個人又は団体
- (4) 埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者
- (5) その他本課が適当と認める個人又は団体

2 前項(3)又は(4)に規定する個人・団体であっても、本課が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、物品を貸し出さないものとする。

- (1) 貸し出された物品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人・団体
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人・団体
- (3) その他本課が貸出しに不相当と認めた個人・団体

(貸出しの期間)

第4条 物品を貸し出す期間は1週間とする。ただし、物品を貸し出された者（以下「借用者」という。）が、当該物品を返却するにあたり期間の延長を申し出た場合は、本課は最長1か月の範囲内で延長を認めることができるものとする。

(申請)

第5条 物品の貸出しを希望する者は「特殊詐欺被害防止ワークショップ物品使用申請書(様式1)」により本課に申請し、承認を得るものとする。

なお、申請書の提出方法については、電子メール、ファックス、持参又は郵送とする。

2 本課は、前項において申請を受理し、申請内容を確認し承認した場合は、

借用者に対して「特殊詐欺被害防止ワークショップ物品使用承認書（様式2）」を電子メール、ファックス又は郵送にて交付する。

- 3 本課は借用者に対し前項2により承認した場合は、貸出しを行う地域振興センター・事務所（以下「センター等」という。）へ速やかに様式1及び様式2の写しを添えて連絡するものとする。

（予約）

第6条 貸出しを希望する者は、希望日を明らかにした上で、借用予約をすることができる。

予約方法は、当課へ電話により連絡することとする。

なお、予約後は第5条の方法により速やかに申請を行うこととし、予約後1か月を経過しても申請がなされなかった場合は、当該予約を無効とする。

（貸出し）

第7条 物品の貸出しは本課及びセンター等において行うものとする。

- 2 借用者は、物品を借りる際は様式2を提示するものとする。

（返却）

第8条 借用者は、物品の利用が終了した場合は、速やかに物品を借り受けた本課又はセンター等に様式2を提示の上返却し、物品の紛失、破損がないか確認を受けるものとする。

（借用者の負担等）

第9条 物品の借用料は無料とする。ただし、借用期間に係る物品の維持管理に要する費用は、借用者が負担するものとする。

- 2 借用者が、物品を紛失・破損・汚損（以下「汚損等」という。）した場合、当該借用者がその損害を賠償するものとする。ただし、借用者の申し出により本課が損害を賠償させることが適当でないと認めた場合はその限りでない。

- 3 借用者は、前項2のただし書きを申し出る場合は、書面により行うものとする。

（免責事項）

第10条 貸し出された物品による怪我又は事故等並びに物品の盗難若しくは損害等について、本課及びセンター等は一切の責任を負わないものとする。

（遵守事項）

第11条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 物品を大切に扱うこと。
- (2) 物品を借用目的以外には使用しないこと。
- (3) 物品の全部又は一部に破損等があった場合は、直ちに本課及びセンター等に報告し、その指示に従うこと。

なお、第8条による返却時の確認の際に破損等が確認された場合も同様とする。

- (4) 物品の使用による事故があった場合は、直ちに本課及びセンター等に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 物品を返却する際は、点検・確認の上、貸し出された時と同じ状態で返却すること。
- (6) 借用期間に関わらず、物品を必要としなくなった時は、速やかに返却すること。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は本課が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

特殊詐欺被害防止ワークショップ貸出物品一覧

NO	名称	形式	製造・輸入 ・販売会社名	数量
1	振り込め詐欺見張り隊	L-FSM-N117	株式会社レッツ・コーポ レーション	1
2	電話機	JD-AT82CL	シャープ株式会社	1
3	電話機	KX-PD215DL-W	パナソニック株式会社ア プライアンス社コミュニケーショ ンプロダクツ事業部	1
4	電話機	TF-SA36S	ホンキョー&ハイニア株式 会社	1
5	電話回線シミュレーター	べるっこ Bタイプ	株式会社レッツ・コーポ レーション	1

様式1 (第5条関係)

特殊詐欺被害防止ワークショップ物品使用申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長

申請者

住 所

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者名)

担当者名

電話番号

E-Mail

FAX番号

特殊詐欺被害防止ワークショップ物品の使用について、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 使用場所

(1) 名称

(2) 住所

4 参加者(予定含む)

人

5 希望貸出課所名

6 添付書類 (企画書等)

様式2（第5条関係）

特殊詐欺被害防止ワークショップ物品使用承認書

年 月 日

氏 名 様

埼玉県県民生活部防犯・交通安全課長
(公印省略)

年 月 日付の申請について、下記のとおり承認します。

記

1 使用目的

2 使用期間

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()

3 使用場所

(1) 名称

(2) 住所

4 貸出課所名

5 備考